



お互いの権利を尊重して 共に生きる明るいまちに

市では、人権についての理解を深めるためにさまざまな人権教育・啓発に取り組んでいます。この機会に、改めて人権について考えてみませんか。

■問い合わせ 生涯学習課(内線308)／教育政策室(内線379)

理解を深めるための取り組み

● 公民館まつり人権啓発パネル展示

下戸田公民館：11月29日(土)、30日(日)

美笛公民館：12月7日(日)

新曾公民館：12月13日(土)、14日(日)

● 人権写真展

市役所 東側ロビー：12月3日(水)～11日(木)

● 人権に関する講演会、研修会

人権講演会 ※7月に実施済み

(テーマ：子どもの性暴力被害～トラウマの理解と対応～)

人権教育指導者研修会 ※11月に実施済み



小・中学校での人権教育

市内小・中学校では「人権感覚」の育成を目指した人権教育に努めています。人権感覚を養うことで、児童・生徒が「自分の大切さ」だけでなく「他人の大切さ」を認め、それが具体的な態度や行動につながると考えています。

例 県教育委員会作成の「人権感覚育成プログラム」を活用し、参加体験型の授業の実施や、道徳の時間に「人はそれぞれ個性があることを知り、お互いの自分らしさを認め合い、大切にしようとする心情」の育成をしています。



日々の教育活動の
中で人権感覚を
高めています

人権は、自分らしく幸せに生きていくための 誰からも侵されることのない権利です

人権を守ることは世界平和につながるという考え方から、1948年12月10日、国連は「世界人権宣言」を採択しました。また、国では12月4日～10日を「人権週間」、県では「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」と定め、さまざまな取り組みを実施しています。

人権を尊重した行動をするためには、私たち一人ひとりが物事を正しく見つめること、さまざまな人権問題を自分以外の「誰か」のことではなく、「自分のこと」として考えることが大切です。

人権課題の解決に向け、法令が定められています

● 差別の解消を目的とした3つの法律(人権三法)

● 障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

● ヘイトスピーチ解消法(平成28年6月3日施行)

正式名称：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

● 部落差別解消推進法(平成28年12月16日施行)

正式名称：部落差別の解消の推進に関する法律

人権三法について
詳しくはこちら



● 埼玉県の条例

● 埼玉県部落差別の解消の 推進に関する条例 (令和4年7月8日施行)



● 埼玉県性の多様性を 尊重した社会づくり条例 (令和4年7月8日施行)

